

## 保育所保育指針改定に関する検討会・ヒアリング要旨

「遊育」 吉田 正幸

## 1. 個と集団のバランス

保育所保育の原則の一つは「家庭養育の補完」にあり、「養護と教育が一体」となった保育に特性がある。そこでは、一人一人の子どもを大事に考える視点が一貫して流れており、いわば「個」に着目した要素が色濃く表れている。他方、幼稚園は学年制、学級制を基本として、子ども集団や共同性という、いわば「集団」を意識した組み立てがなされている。

しかし、少子化によって家庭で兄弟姉妹が少なくなり、地域で子ども集団が成り立たなくなってきた今日、保育所においては「個」を大事にすると同時に、今まで以上に「集団」の特性を取り込んだ保育を考える必要があるのではないか。その際、子どもの年齢に応じて、「個と集団のバランス」を可變的に捉えることも検討されている。また、人と人との関わりも「集団」の一要素であり、関係性という概念も重視する必要がある。

## 2. 発達の連続性

現行指針では、6か月未満児、6か月～1歳3か月未満児、1歳3か月～2歳未満児、2歳児～6歳児と、発達に応じた保育の内容の区分がなされている。これは、それなりに意味のあることではあろうが、子どもの発達の連続性と考えたときに、また保育士の配置基準との整合性を考えたときに、0～6歳を見通した保育全体の流れと意味を明確にする必要がある。

また、上述した「個と集団のバランス」という観点からも、発達区分の在り方を再検討し、低年齢児保育が拡大しつつあることも踏まえて、発達の連続性、保育の連続性、家庭との連携・協力の在り方などについて、総合的な考えを示す必要がある。特に、認定こども園が誕生したこともあり、0～2歳児と3歳以上児の発達の連続性を確保する視点が重要であると考えられる。

なお、幼児教育の充実という観点からは、保育所保育で完結しない小学校教育との連携・接続を視野に入れた発達の連続性を押さえることも大切である。

## 3. 機能と評価

保育所という施設で行われる保育も、その効果を子どもに及ぼすものであるという意味で、機能として捉えることができる。認可施設は児童福祉施設最低基準をはじめとする外形的な基準で、しかもある程度事前に規定することが可能だが、保育そのものをそうした発想で捉えることは難しい。

しかし、保育の質の維持・向上を考えたとき、その基準性をどう設定するかが問われなければならない。保育という機能を高めるためには、保育指針が一つの基準性を持つと同時に、固定的な基準ではなく、保育の営みというプロセスを視野に入れた柔軟な基準となることが期待される。

また、機能という目に見えないものを可能な限り“見える化”することが必要であり、すなわち保育を言語化するという作業を個々の保育所にも求める必要がある。言語化することで、理想の保育と現実の保育とのズレが認識でき、そのズレを改善につなげる努力が要請される。その意味で、自己点検・自己評価の視点を指針にも取り入れてほしい。

このほか、保育指針が告示化されることは、一定の基準性を強めることにつながると考えられるが、その際にレベルを下げないための基準と、理想に近づけるための基準とが考えられる。敢えて言えば、養護的な要素は前者、教育的な要素は後者であり、そうした基準性の性格の違いを念頭に置いて保育指針を検討していただきたい。

#### 4. 子育て支援

保育士が国家資格化され、「児童の保護者に対する保育に関する指導」という親に対する指導援助も基本業務に規定されほか、改正児童福祉法や次世代育成支援対策推進法など、在宅子育て家庭を含めて地域における子育て支援が重視されている。このことを踏まえて、保育所における子育て支援の在り方について抜本的な検討が求められる。その際、子育て支援を必要以上に背負い込みすぎないように、地域ネットワークという視点から、他の地域社会資源との関係も含めて、考え方を整理する必要がある。

また、広い意味の子育て支援という観点からは、虐待や発達障害、食育といったことについても、一定の役割を明確に示す必要がある。

#### 5. その他Ⅰ

保育指針を告示化することにより、指針が簡素化・大綱化されるとともに、ガイドライン的な解説書（通知）との二本立てになることが予想される。そのことは幼稚園教育要領との整合性やバランスを図る上で好ましいことだと考えるが、一方で保育所の場合は行政の指導監査との関係を押さえておく必要がある。告示化することによって、それぞれの保育所の創意工夫を活かせるようにすることが大事であり、必要以上に監査に利用されるようなことがあってはならない。解説書を作成する際にも、監査にどこまで影響するか、しないかといったことも念頭に置いておく必要があるのではないかと。

#### 6. その他Ⅱ

保育指針に直接的に関係することではないかも知れないが、保育士の資質という点からその資格について国家試験化することも検討されていいのではないかと。併せて、施設長の資格化についても検討されるよう期待したい。

また、現状でも、保育士養成校において保育士資格と幼稚園教員免許を併有するケースが多いが、認定こども園のスタートによって資格・免許の併有はさらに増加するものと思われる。短期大学等で併有する場合、単位取得のカリキュラムが過密であり、これをもっと改善する必要がある。それとともに、保育士の専門性についても、保育指針改定を契機により明確に示す必要があるのではないかと。

#### 7. その他Ⅲ

「保育に欠ける」要件について、単に保護者の就労の有無や形態だけでは家庭養育の程度が判別できない状況が生じている。「子どもの最善の利益」という観点から、「保育に欠ける」要件を見直し、保育所に期待される役割を再構築する必要があるのではないかと。

児童福祉施設最低基準についても、改定される保育指針との整合性を図る観点から、保育の質の向上を担保できるよう、必要な見直しを行うことが期待される。